

平成30年7月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

平成30年7月27日（金）

午後3時00分 開 会 午後3時24分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	八 角 憲 男
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	大八木 鷹 次
委 員	伊 藤 晴 美

4 出席職員

学校教育課長	北村 卓	社会教育課長	柴 紀充
学校教育課主幹（教育総務室長）	佐久間洋子	社会教育課主幹（生涯学習室長兼文化会館長）	春山 敏郎
学校教育課課長補佐	鈴木 益実	学校給食センター所長	菅谷浩三郎
指導室長（兼小児言語指導センター所長）	高野美樹子	青少年指導センター所長	網中 昭仁
市民センター所長	篠塚 信次	公正図書館長	山谷憲一郎
スポーツ振興室長（兼体育館長）	飯笹 博充	文化財・ジオパーク室長	小川 正俊
銚子高等学校事務長	高森 良文		

5 議題等

議案第17号 平成31年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

議案第18号 平成31年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成30年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月27日に開催いたしました平成30年6月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、大八木委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2及び日程第3を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第17号並びに議案第18号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開にし、公表が9月1日となっているため、議事録の公開は9月1日以降にいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第17号並びに議案第18号は非公開とし、議事録への記載はしないこととします。この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

【教育長】

休憩に前に引続き、会議を開きます。

日程第3 議案第17号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第17号「平成31年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について」ご説明いたします。本議案は平成31年度に小中学校及びに小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するものです。教科用図書いわゆる教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償保持に関する法律の第14条、施行令第15条から4年間は同一のものを採択することになっております。小学校は平成27年度から4年間、中学校は平成28年度から4年間、同一の教科書を採択しなければならないことになっ

ています。また、特別支援学級用の教科用図書については、毎年採択することになっています。なお、本年度は平成31年度に使用する中学校「特別の教科 道徳」の教科書の採択の年度にあたっています。その採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条、13条により、県が設定する採択地区で評議会を設け、同一のものを採択することとなっています。銚子市、旭市、匝瑳市の3市が同一地区で、6月5日と7月3日に海匝採択地区協議会が開催され、小・中学校用及び特別支援学校並びに中学校「特別の教科 道徳」用の教科用図書の選定が行われました。資料の1ページ及び2ページをご覧ください。1ページは小学校用教科用図書、2ページは中学校用の教科用図書ですが、これらは昨年度の教育委員会において採択され、現在本市で使用しているものです。先程申しましたとおり、4年間同一のものを採択しなければならないこととなっておりますので、今年度はこれらの教科書を採択していただくこととなります。次に、資料の3ページをご覧ください。中学校「特別の教科 道徳」に係る教科用図書について、ご説明いたします。来年度平成31年度から、中学校では道徳が教科化され、これまでの副読本に替わって教科書を用いた授業が行われるようになります。採択に際しては、他の教科用図書採択時と同様に海匝採択地区協議会が調査員を委嘱し、その報告を元に評議がなされたうえで、資料の通り採択が行われました。次に4ページにあります文部科学省著作の特別支援学校用教科書、知的障害児童生徒用についてですが、これを小・中学校の特別支援学級用として、毎年採択します。本市の特別支援学級では、各学校とも通常の教科書が無償給付し、この文部科学省著作の教科用図書につきましては、実態としては給付されておられません。ただし、今後の可能性を踏まえて、今年度も採択していただくこととなります。また、特別支援学級では、その実態から、一般の図書を教科書に代わって無償給付することができます。小・中学校の教科用図書や文部科学省著作の教科用図書でも児童生徒たちの実態に合わない場合は、それらに代わって絵本等の一般図書を無償で給付できるというものです。この一般の図書は、使用する児童生徒の実態が替わることから、毎年選定をして採択することになっています。次に資料の5ページから8ページをご覧ください。この一覧の図書は、千葉県より選定されたものです。この中から地域の実態に合わせて選定することになりますが、表の右の欄に丸印がついておりますものが海匝採択地区協議会で選定された図書であります。これまで本市では一般の図書を教科用図書として無償給付した実績はございませんが、こちらの今後の可能性を鑑みて採択していただく必要がございます。以上で議案第17号の説明を終わりますが、採択結果につきましては教科用図書の採択期間は同年8月31日までと決められておりますので、8月末まで非公開とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

特別支援の教科書採択について、一般図書が多数用意されていますが、例えば担当教諭が使いたいというときに利用できるという考えでよろしいですか。それとも学校

が申請することになりますか。

【教育長】

まずは保護者の意向の確認がまず大事なところであり、ほとんどの場合、特別支援学級にいても、通常学級にいる子たちと同じ教科書を使うことを保護者が希望されている状況です。そこで、お宅のお子さんについては、一般図書の方が使いやすいのはいかがでしょうか、とこちらから提案した場合でも、保護者は子どものことを考え、教科書は全て欲しいと希望されます。そのような場合には、一般図書を教科書としてではなく、学校図書の一部で購入して使うこととするケースが多いです。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより採決をいたします。議案第17号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第3 議案第18号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第18号「平成31年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について」ご説明いたします。本議案は、銚子市立銚子高等学校で使用される教科用図書、いわゆる教科書を採択しようとするものです。高等学校の教科書は銚子市立高等学校管理規則第16条の規定により、毎年、学習進路要項に基づいて編集され、文部科学省検定を経た教科書の中から、生徒の実態や能力に適合し、かつ、学校の教育目標の実現に資するものを校長が選定し、それを受けて教育委員会が採択するものです。別紙の「平成31年度高等学校教科書選定理由書」をご覧ください。これは、校長により選定された教科書の一覧を示したものです。今回、市立高校において選定された教科書は、普通教育に関する教科では、「国語」が3点、「地理歴史」が6点、「公民」が3点、「数学」が5点、「理科」が7点、「保健体育」が1点、「芸術」が9点、「外国語」が5点、「家庭」が1点、「情報」が1点の計41点でございます。専門教育に関する教科では、「数学」が3点、「理科」が2点、「理数」が2点、「家庭」が1点の計8点になります。以上で議案第18号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第18号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第17号並びに議案第18号は、原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時24分

以上をもちまして、平成30年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成30年8月28日

署名委員 大 八 木 鷹 次

署名委員 伊 藤 晴 美